

旧三笠ホテル保存活用計画

2022（令和4）年5月

軽井沢町



例 言

1. 本計画書は、長野県北佐久郡軽井沢町大字軽井沢 1339 番地 342 に所在する「重要文化財旧三笠ホテル」（軽井沢町所有）の保存活用計画（以下、「本計画」という。）である。
2. 本計画は、令和 2 年度～3 年度に実施した文化庁補助の「文化観光充実のための国指定等文化財磨き上げ事業」（補助率 50％）により策定した。
3. 本計画は、「重要文化財（建造物）保存活用計画策定指針」（平成 11 [1999] 年 3 月 文化庁文化財保護部）に基づき策定した。
4. 本計画の策定及び策定に係る事務は軽井沢町教育委員会生涯学習課が担当した。また、関連業務及び本計画の策定補助業務を、公益財団法人文化財建造物保存技術協会及び共同組合伝統技法研究会に委託した。
5. 軽井沢町は、「重要文化財旧三笠ホテル運営協議会」を「重要文化財（建造物）保存活用計画策定に係る基本計画策定委員会」に位置づけ検討を行い、文化庁及び長野県の指導・協力を得て本計画を策定した。
6. 本計画は、令和元年度より開始した重要文化財旧三笠ホテル保存修理事業（令和 6 年度までを予定。以下、本計画において「令和保存修理」とする）と並行して策定する計画である。
7. 本計画は、原則として令和保存修理における現状変更後の旧三笠ホテルを基準として計画を行うが、令和保存修理は事業途中であるため、適宜修理前及び修理中の状況について記述する。その際には、令和保存修理前の時点に対する記述である旨を示す。

第1章 計画の概要		2.2. 保護の方針	…26
1.1. 計画の作成	…5	2.2.1. 旧三笠ホテル保護の基本的な考え方	
1.1.1. 計画作成年月日		2.2.2. 部分の設定と保護の方針	
1.1.2. 計画作成者		2.2.3. 部位の設定と保護の方針	
1.2. 文化財の名称等	…5	2.3. 管理計画	…31
1.2.1. 名称、員数、構造及び形式、指定年月日、所在地		2.3.1. 管理体制	
1.2.2. 所有者等の氏名及び住所		2.3.2. 管理方法	
1.2.3. 文化財の概要		2.3.3. 修理計画	
1.3. 文化財の価値	…7	第3章 環境保全計画	
1.3.1. 建築的特徴		3.1. 環境保全の現状と課題	…37
1.3.2. 歴史的価値		3.1.1. 現状	
1.4. 文化財保護の経緯	…11	3.1.2. 課題	
1.4.1. 保存・活用事業履歴		3.2. 環境保全の方針	…40
1.4.2. 令和保存修理における現状変更		3.2.1. 環境保全の基本的な考え方	
1.5. 保護の現状と課題	…17	3.2.2. 区域の区分と保全方針	
1.5.1. 保存の現状と課題		3.2.3. 視点場の設定	
1.5.2. 活用の現状と課題		3.2.4. 建造物の区分と保護の方針	
1.6. 計画の概要	…18	第4章 防災計画	
1.6.1. 計画区域		4.1. 防火・防犯対策	…45
1.6.2. 計画の目的		4.1.1. 火災時の安全性に係る課題	
1.6.3. 基本方針		4.1.2. 防火・防犯対策の基本方針	
1.6.4. 計画の概要		4.1.3. 防火管理計画	
1.6.5. 全体事業スケジュール		4.1.4. 防犯計画	
第2章 保存管理計画		4.1.5. 防災設備（防火・防犯設備）計画	
2.1. 保存管理の現状	…23	4.2. 耐震対策	…57
2.1.1. 保存状況（破損状況）		4.2.1. 耐震診断及び耐震補強	
2.1.2. 管理状況		4.2.2. 地震時の対処方針	

4.3.	その他の災害対策	…60
4.3.1.	風水害	
4.3.2.	火山災害	
4.3.3.	積雪被害	

6.2.	文化庁長官への届出を必要とする場合	…82
6.2.1.	き損届（文化財保護法第33条第1項）	
6.2.2.	修理届（文化財保護法第43条の2）	
6.2.3.	その他	

第5章 活用計画

5.1.	活用の現状と主な課題	…63
5.1.1.	建物の公開	
5.1.2.	現在の活用方法	

6.3.	本保存活用計画の変更	…83
------	------------	-----

部分部位設定一覧表	…84
-----------	-----

5.2.	活用の基本方針	…66
5.2.1.	活用における基本的な考え方	
5.2.2.	公開範囲の設定	
5.2.3.	活用における主な機能	

5.3.	建築計画	…73
5.3.1.	平面計画	
5.3.2.	動線計画	
5.3.3.	活用に係る設備等の整備計画	

5.4.	外構整備計画	…78
5.4.1.	外構整備の考え方	
5.4.2.	既存の利便施設の取扱い方針	
5.4.3.	外構整備項目	

第6章 保護に係る諸手続き

6.1.	文化庁長官の許可を必要とする場合	…81
6.1.1.	文化財建造物の現状を変更しようとするとき（文化財保護法第43条第1項）	
6.1.2.	文化財建造物の保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき（文化財保護法第43条第1項）	
6.1.3.	所有者及び管理団体以外の者が公開を行おうとするとき（文化財保護法第53条第1項）	

